

審 査 メ モ

1 工業統計調査（基幹統計調査）の変更

工業統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「実施期日」、「調査事項」及び「集計事項」を以下のとおり変更することとしている。

(1) 実施期日

実施期日（調査の基準となる期日）を従前の「把握対象年の12月31日現在」から「把握対象年の翌年6月1日現在」に変更する。

(審査結果)

本調査は、現在、毎年12月31日現在を基準日にして、その1年間（暦年）の実績を把握しており、現行計画を変更しない場合、平成28年の実績を把握する調査は、平成28年12月31日現在で行われることになる。しかし、平成28年には、平成27年の実績を把握することを目的として、経済センサス - 活動調査が同年6月1日を基準日として実施される予定であり、6か月の間に二回の大規模構造調査が行われることになる。そのため、報告者負担及び地方公共団体の実査事務負担の両面から支障が大きいと考えられるところである。

また、経済センサス - 活動調査の開始に伴い、工業統計調査は同センサスが行われない中間年に実施する調査としても位置付けられているところである。

そこで、本調査の調査期日を経済センサス - 活動調査に合わせて変更するものである。

これについては、報告者負担軽減及び地方公共団体における事務輻輳の解消及び経済センサス - 活動調査との比較性向上の観点で、おおむね適当であると考えるが、事務負担の軽減及び利活用面への支障という観点や、今後予定される他の大規模統計調査の実施時期との輻輳という観点から検討する必要がある。

(論点)

- a 今回の変更による実査及び公表スケジュールへの影響はどのようになっているか。（現行のスケジュールとの比較により、御説明いただきたい。）また、実施期日の変更は、報告者の実状を踏まえたものとなっているか。（報告者にとっても記入しやすい時期となっているのか。）
- b 平成30年に商業統計調査の実施が予定されているが、商業統計調査の従前の実施時期を踏まえると、本調査と実査が輻輳することが想定される。今回の見直しに伴い、今後実施が予定されている他の大規模統計調査との関係整理について、現在、どのような対応を検討しているか。

(2) 調査事項 - 1

出荷額等に係る消費税の取扱いについて、従前「税込みに統一した記入」として報告を求めていたものを「原則税込み記入」に変更する。

(審査結果)

本調査は、出荷額等について、「税込みに統一した記入」をこれまで求めていたが、税抜きで経理を行っている報告者から「記入が負担」との指摘がなされてきたところである。

また、今般、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「消費税ガイドライン」という。)により、税込の調査票と税抜の調査票が混在して報告された場合には、税抜きの調査票について税込補正した上で集計・公表するとの標準的な指針が策定された。

このような状況を踏まえ、今回調査から、税込み記入か税抜き記入かについて明示する項目を新たに設けた上で、「原則税込み記入」に変更しようとするものである。

これについては、報告者負担軽減に資するものであり、おおむね適当であると考えているが、変更に伴う報告者負担の軽減及び集計作業への影響について確認する必要がある。

(論点)

- a 現行の「税込みに統一した記入」について、報告者からどのような指摘があるか。
- b 税込み記入か税抜き記入かを明示する項目の新設等、「原則税込み記入」とすることに伴ってなされる調査票の変更は合理的なものか。
- c 消費税ガイドラインを踏まえ、集計過程において、どのような対応を行うのか。また、税抜き記入された調査票の税込補正により集計作業が増加するが、公表のスケジュールへの影響はないか。

(3) 調査事項 - 2

従業者数を把握する調査事項における労働者区分について、下表のとおり、事項の名称及び定義並びに調査票上の記載を変更する。

	現行	変更案
名称・定義	[名称] 常用労働者のうち雇用者 [定義] 期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は前2か月間でそれぞれ18日以上雇用している人	[名称] 常用雇用者 [定義] 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人
	[名称] 臨時雇用者 [定義] 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人	[名称] 臨時雇用者 [定義] 1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人
記載	[「常用労働者のうち雇用者」の区分] ・正社員、正職員等 ・パート・アルバイト等	[「常用雇用者」の区分] ・正社員、正職員としている者 ・それ以外（パート・アルバイト等）

(審査結果)

労働者区分については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「労働者区分等ガイドライン」という。）により、標準的な指針が策定されたことを踏まえ、今回、調査事項を変更するものである。

これについては、経済センサス-活動調査の調査事項に合わせるものであり、統計間の比較可能性の向上や、雇用実態等のよりの確な把握などに資するものであることから、おおむね適当であると考えます。

(論点)

- a 名称・定義等を変更することに伴い、過去データとの時系列比較の観点で、利活用上の支障はないか。（当該変更に関する十分な周知・説明を計画しているのか。）
- b 経済センサス-活動調査とは、「出向・派遣受入者数」の把握範囲に相違が見られるが、どのような整理としているのか。

(4) 調査事項 - 3

各調査事項について、以下の削除理由を踏まえ、報告者負担軽減の観点から削除する。		
No.	調査事項	削除理由
①	臨時雇用者男女別内訳	報告者における臨時雇用者の男女別把握が困難であること及び製造業における本項目の実績値が小さいため
②	常用労働者毎月末現在数の合計	従前、12月31日を調査期日としていたことから、従業者数の平均的な規模を把握するために採用していたが、調査期日に変更されることにより必要性が低下したため
③	リース契約による契約額及び支払額	報告者（リース使用者）における記入が困難であるため
④	製造品の在庫額等 品目別製造品在庫額（数量、金額）	報告者における本項目の記入が困難であること及び未記入率が高いため
⑤	酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（年間）	従前、付加価値の算出のために把握していたが、他の調査事項及び税率を活用した推計で代替可能であるため
⑥	工業用地及び用水の一部	利用ニーズが低下している項目については、行政記録等で一定程度の代替が可能であるため

(審査結果)

①については、調査実施者として報告者負担軽減を図ることは理解できるものの、本調査事項を削除することで、製造業における男女別の正規・非正規雇用の割合の把握が困難となるなど、従業者の構成割合に係る経年比較に影響が生じるため、利活用ニーズの面から十分な検討をする必要がある。

②については、12月31日という特異な時期を調査期日としていたことを踏まえて設定されていたものであり、今回の調査期日の変更により、必要性が低下したことから、削除は適当であると考えられる。

③、④、⑤及び⑥については、利活用状況、特に国民経済計算や産業連関表への利活用に支障がないのか、十分に確認する必要がある。

(論点)

【横断的事項】

- a 今回削除を予定している調査事項は、どのような判断基準（報告者負担、利活用ニーズ等の観点）で削除することになったのか。
- b 各調査事項の論点を踏まえ、今回の検討状況を今後の経済センサス - 活動調査にどのように反映するのか。（同センサスとの役割分担といった観点から、現状の整理を御説明いただきたい。）

【各調査事項】

- ① 臨時雇用者男女別内訳
 - a 臨時雇用者の男女別の人数及び雇用者全体に占める割合は、過去5回の調査でどのように推移しているか。
 - b 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどのようなものか。
 - c 今回の変更に伴い、製造業における男女別の正規・非正規の割合の経年比較が困難となるが、政府部内等の利活用ニーズに照らし、問題ないのか。
- ② 常用労働者毎月末現在数の合計
 - a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。
 - b 本調査事項を削除することにより、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか。
- ③ リース契約による契約額及び支払額
 - a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。
 - b 本調査で実態の把握が困難となっている背景事情としてどのようなものがあるか。
 - c 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどのようなものか。
 - d 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、ファイナンスリースについての指摘があるが、今回の変更により取組に影響はないか。
 - e 本調査事項を削除することにより、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか。
- ④ 製造品の在庫額等 品目別製造品在庫額（数量、金額）
 - a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。
 - b 本調査で実態の把握が困難となっている背景事情としてどのようなものがあるか。
 - c 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどのようなものか。
 - d 本調査事項は、国民経済計算や産業連関表における推計の基礎資料として利用されているものと想定されるが、これらの作成担当部局との調整はどのようにになっているか。本調査事項の廃止に伴う代替措置は予定されているのか。
- ⑤ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（年間）
 - a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。
 - b 本調査事項を用いて、付加価値額はどのように推計されていたのか。
 - c 本調査事項について、税務統計を活用した推計で代替可能とのことであるが、どのような推計手法を想定しているのか。
 - d これまで本調査で把握していた数値と今回想定している推計手法でどの程度の乖離が生じるのか。
- ⑥ 工業用地及び用水の一部
 - a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。
 - b 平成25年の統計委員会審議（諮問第55号）の際に、工業用地及び用水については、調査実施者の説明を踏まえ、利用ニーズの観点から継続して把握すると結論づけられたものである。今回、その一部を削除するに当たり、どのような背景事情の激変があったのか。
 - c 今回の変更において、廃止する調査事項と引き続き把握する調査事項の違いは何か。（他統計による代替及び調査結果の利活用の両面から御説明いただきたい。）

(5) 集計事項

集計事項について、従前「速報、産業編概要版、産業編、品目編、市町村編、用地用水編、工業地区編、企業編及び詳細情報」といった9つの集計表で公表していたものを、「産業別統計表、品目別統計表及び地域別統計表」の3つの集計表に再編する。

(審査結果)

今回の変更では、これまで様々な内容に細分されていた集計表について再編するとともに、秘匿措置されている項目の多い集計表等、利活用ニーズの低い集計表については削除することとしている。

これについては、利用者の利便性向上に資するものであり、また実施期日の変更（繰下げ）に伴う影響を最小限にする取組であることから、おおむね適当であると考えますが、集計表の廃止については慎重に検討する必要がある。

(論点)

- a 今回の集計事項の再編の詳細は、どのようなものか。
- b どのような集計表が廃止されるのか。(利活用状況や秘匿状況等を御説明いただきたい)
- c 今回の集計事項の再編を踏まえ、公表スケジュールはどのように変化するか

2 統計委員会諮問第55号の答申（平成25年9月27日付け府統委第123号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会諮問第55号の答申時において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について、検討する必要がある。

ア 調査方法の変更に関する検証について

経済産業省は、民間委託により調査対象事業所を拡大させることに伴う結果について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行う必要がある。その上で、当該検証結果から、結果精度の維持への影響が大きいことが確認された場合は、調査方法の変更に関する検討を行う必要がある。

イ 報告者負担の軽減方策（プレプリント事項の拡大）について

経済産業省は、報告者負担の軽減、国が把握している統計データの報告者への還元等の観点から、大勢において変化のない項目については、情報の機密保護を考慮しつつ、更なるプレプリント事項の拡大の可能性について、検討を行う必要がある。

（審査結果）

<ア関係>

経済産業省は、調査方法の変更によって、回収状況に大きな影響がなかったとしており、その状況について詳細を確認する必要がある。

<イ関係>

経済産業省は、平成29年調査から、「経営組織」及び「資本金額又は出資金額」についてプレプリントを実施するとしている。

（論点）

<ア関係>

- a 現状において民間委託されている業務内容について、再説明願いたい。
- b 調査方法の変更の前後において、回収状況はどのようなになっているか。

<イ関係>

- 前回諮問時の議論においては、経年的な変動がない事項など、調査事項全体を網羅的に検査した上で、プレプリントの拡大の可能性についても検討することとされている。については、今回の見直しにより、プレプリントされる調査事項はどのようなデータに基づき、結論を得たのか。また、当該データからみて、更なるプレプリントの拡大の余地はないのか。

3 その他

<オンライン調査の推進について>

本調査は、調査員、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されているが、「第Ⅱ期基本計画」の別紙において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を（中略）導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。

上記の指摘事項に関する対応状況等について検討する必要がある。

(審査結果)

オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあり、第Ⅱ期基本計画における指摘事項も踏まえ、より一層の推進が求められている。

このような中で、本調査におけるオンライン調査の利用率は、1%未満という状況にある。

本調査は年次調査であるものの、調査対象は裾切りでの全数であり、反復継続的な形で実施されていることを考慮すれば、利用実績を上げる余地はあると考えられ、オンラインによる回収率の向上方策に関する対応状況等について検討する必要がある。

(論点)

- a 最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）は、調査票や調査系統ごとでどのようになっているか。
- b オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきており、その効果などはどのようなものであったか。また、今後、オンライン利用する報告者を増やしていくため、どのような対策や取組を行うこととしているのか。

【参考】第Ⅱ期基本計画（抄）

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

(以上)